

### 第3部 共助でつくる健康文化と福祉のまちづくり ～健康・福祉分野～



第1節 保健・医療体制の充実

施策の方針

保健所などの関係機関と連携した重点事業の実施、健康管理や体力づくりなどの健康関連情報の収集と提供、喫煙や過度な飲酒抑制の雰囲気づくりなど、市民の健康づくりを支援し健康意識の高揚に努めます。

また、健康診査や予防接種の受診率の向上、最新情報への留意と情報提供、母子保健事業の充実といった、疾病予防及び健康増進事業の充実を図ります。

年金制度や国民健康保険制度については、国・県などの関連機関との役割分担の下、総合的な相談体制の充実と迅速・正確な情報の収集と提供などに努めます。

現状と課題

○健康とみぐすく 21 に基づいた健康づくり

本市では、健康づくりのための基本計画として「健康とみぐすく 21」を策定し、市民の健康づくりに関わる取組を進めてきました。平成 20（2008）年度には中間評価及び改訂を行い、「生活習慣病※<sup>1</sup>」の予防のための重点課題を新たに設定するとともに、健康事業に関わるリーダーの育成なども実施しています。

今後、さらに市民の健康づくりを発展させていく基盤として、健康関連の情報を広く提供し、市民全体でその重要性に関する意識を共有していくことが課題となっています。



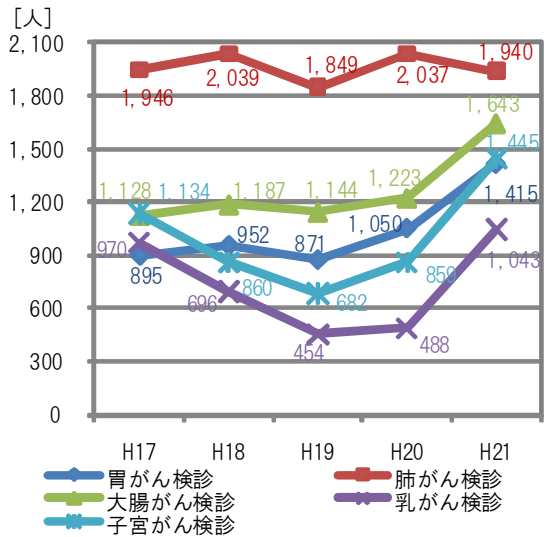
○各種健康診査や予防接種の適切な実施

本市では、市民の健康維持・増進のために「特定健診」や各種健康診査及び一般健康診査を実施しており、それぞれの人に適切な健康診査の機会提供に努めています。近年は、特に「生活習慣病」予防のため、「メタボリック・シンドローム※<sup>2</sup>」の改善、慢性腎臓病の予防のための検査や指導などを実施しています。

また、感染症の予防などを目的として各種予防接種事業を行っています。「集団接種」から「個別接種」への移行が国の基本的な考え方ですが、本市では「BCG（結核）」「DT（ジフテリア・破傷風）」「ポリオ（小児麻痺）」において「集団接種」を実施しています。両者に長所・短所があるため、慎重な検討が必要です。

「BCG（結核）」は平成 15（2003）年度から乳幼児期の単回実施に変更され、平成 19（2007）年度以降、予防接種事業に統合されて

各種健康診査の受診者の推移



※各年度ともに3月31日現在

資料：健康推進課

【用語解説】

※1生活習慣病：糖尿病・脂質異常症・高血圧・肥満など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患  
 ※2メタボリック・シンドローム：内臓脂肪型肥満に高血糖・高血圧・高脂血症等のリスク要因が重なった状態

います。「日本脳炎」は平成 17（2005）年度から積極的な接種勧奨を中止していましたが、平成 22（2010）年度から再開しており、未接種者への対応が課題となっています。

さらに親子の健康づくりを支援するため、「乳幼児健診」のほか、「母子保健訪問指導事業」「こんにちは赤ちゃん事業」「親子教室」などを実施し、子育てに関する相談や保健指導、意識啓発などの取組も行っています。

高い出生率を背景に人口の増加が続いている本市では、市民の健康維持・増進と医療費の抑制を図るため、こうした健康診査や予防接種の受診率を向上し、病気の予防と早期発見を推進していくことが重要な課題といえます。

### ○年金制度改革の動き

「社会保険庁」による、いわゆる「消えた年金問題（年金記録問題※3）」は、国民の年金制度に対する信頼感を大きく損ね、国では抜本的な年金制度改革を実施しているところです。平成 22（2010）年 1 月には「日本年金機構」が設置され、将来的には抜本的な改革が行われることも予想されており、注視が必要です。

平成 21（2009）年度現在、本市の国民年金への適用被保険者数（加入者数）は 14,989 人と、近年は横ばい傾向がみられますが、収納率は低下しており 36.8%となっています。

### ○健康保険制度改革の動き

本市では、国民健康保険の保険税の適正な収納を推進しています。

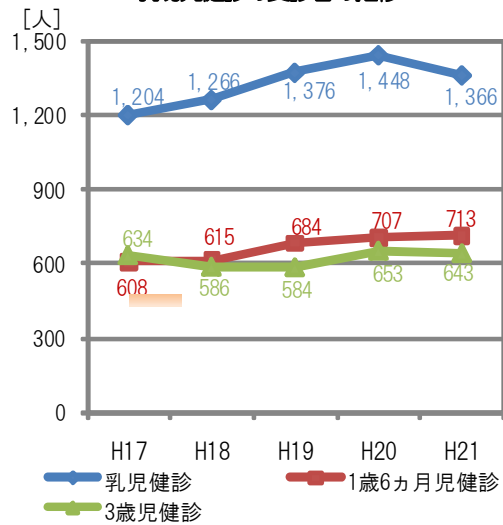
また、年々増加する医療費を抑制するため、医療制度改革として平成 20 年度より義務化された特定健診や特定保健指導をはじめとする生活習慣病予防対策等を実施するとともに、世代に応じた健康づくりと市民意識の向上を図ることにより、医療費の適正化や福祉関連費用の抑制に努めています。

平成 20（2008）年 4 月には後期高齢者医療制度※4（長寿医療制度）が導入されました。今後、国において抜本的な見直しが行われる可能性もあり、注視が必要です。

### 主な予防接種事業の一覧

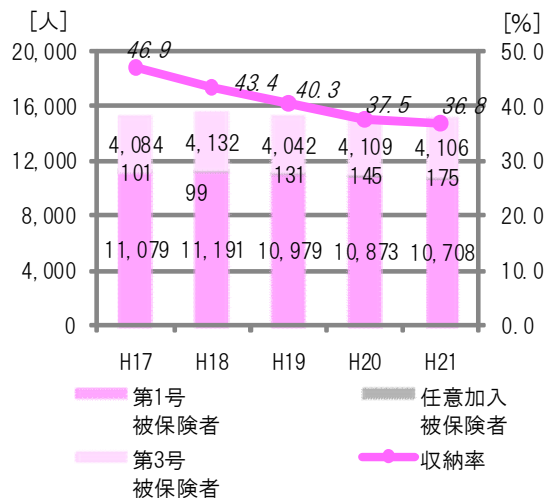
| 名 称                  | 種 別  |
|----------------------|------|
| インフルエンザ              | 個別接種 |
| 日本脳炎                 | 個別接種 |
| B C G（結核）            | 集団接種 |
| D T（ジフテリア・破傷風）       | 集団接種 |
| M R（麻疹・風疹）           | 個別接種 |
| D P T（ジフテリア・百日咳・破傷風） | 個別接種 |
| ポリオ（小児麻痺）            | 集団接種 |

乳幼児健診の受診者の推移



※各年度ともに3月31日現在 資料：健康推進課

国民年金加入状況及び収納率の推移



※各年度ともに3月31日現在 資料：国保年金課

#### 【用語解説】

※3年金記録問題：社会保険庁の年金記録にミスや不備等が明らかになり、ずさんな管理が指摘された問題

※4後期高齢者医療制度：老人保健制度を全面的に改正し、75歳以上の高齢者は従来の医療保険制度とは独立した制度に加入する。医療費の負担割合は、公費負担が5割、現役世代が4割、高齢者が1割

### (1) 健康意識の向上

保健所や医療機関などの関係機関と連携し、市民の健康維持・増進や健康意識の向上のための事業を行います。「生活習慣病」をはじめとする疾病予防のための健康管理や健康増進、体力づくりなど、健康づくり関連の情報について広く収集し、市民への提供に努めるとともに、受動喫煙の防止や休肝日の市民意識の向上に努めます。

### (2) 健康づくり事業の充実

各種の健康診査の受診率の向上のため、情報の早期提供や受診の勧奨などを行います。また、「特定健診」「特定保健指導」体制や内容の充実に努めます。

予防接種は、「集団接種」から医療機関での「個別接種」への移行を促進することを原則にしますが、予防接種率を向上させるため、情報提供の充実などに努めていきます。予防接種の基準については国などの判断となることも多いため、最新情報に留意し、迅速・正確な情報を市民に提供していきます。

各種乳幼児健診体制や感染症予防対策など母子の健康管理や出産・育児不安の解消に向けた取り組み、健康的な生活習慣や食習慣の確立のための相談と保健指導や食育<sup>※5</sup>などの関連事業なども継続実施していくとともに、市民意見を聴取して充実や改善を検討していきます。

### (3) 年金制度に関する支援の充実

国・県・「日本年金機構」などの関係機関との適切な役割分担の下、市民の年金制度全般に関わる相談体制の充実に努めます。国による制度改革が行われる可能性が高いため、情報収集に留意しつつ、改正が行われる際には、迅速・正確な情報提供を行い、適切に対応していきます。

### (4) 国民健康保険制度に関する支援の充実

国・県などの関係機関との適切な役割分担の下、市民の国民健康保険制度に関わる相談体制の充実に努めます。国による健康保険制度の改革や、関連する医療制度・薬事制度などに関わる改革の動きに留意し、市民に対して迅速かつ正確な情報提供を行い、適切に対応していきます。

医療費の適正化や福祉関連費用の抑制を図るため、レセプト（明細書）点検の強化や医療費通知によるコスト意識の高揚を図ります。また、特定健診や特定保健指導などによる生活習慣病の予防対策の周知徹底に努めます。

乳児一般健診



【用語解説】

※5食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

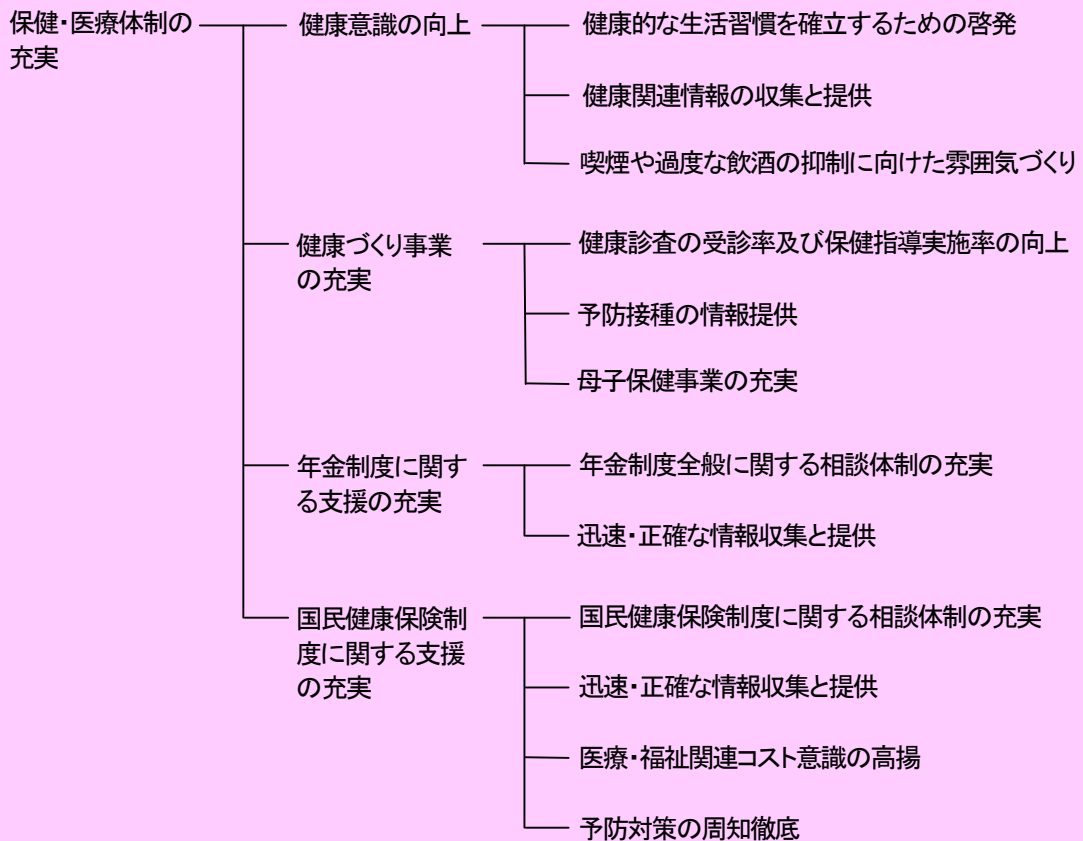
子ども達の虫歯予防活動



共助でつくる健康文化  
と福祉のまちづくり

施策と体系

施策の体系



目標指標

| 目標指標                        | 実績値                             | 2015年目標値          | 2020年目標値          |
|-----------------------------|---------------------------------|-------------------|-------------------|
| 特定健診の受診率<br>(40～74歳の国保被保険者) | 29.1% (H21年度)                   | 65%               | 70%               |
| メタボリック・シンドローム<br>の割合        | 男性：26.2%<br>女性：14.6%<br>(H19年度) | 男性：20.0%<br>女性：維持 | 男性：15.0%<br>女性：維持 |
| 肥満の割合 (BMI25以上)             | 男性：41.1%<br>女性：29.9%<br>(H19年度) | 男性：30%<br>女性：25%  | 男性：25%<br>女性：25%  |

市民のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、既存のスポーツ施設や公共施設の有効活用を図るとともに、新たなスポーツ施設の整備に向けた検討に努めます。また、関連情報の収集・提供を行うとともに、市民ニーズに対応したスポーツ教室・講座の充実、各種スポーツイベントや多彩なスポーツ・レクリエーションの機会の充実に努めていきます。

各種競技や学校教育におけるスポーツ振興、生涯スポーツの支援を図るため、競技ごとに協会を設立するなど振興に向けた組織体制の強化に取り組むとともに、体育指導員やスポーツ指導者の育成と資質・技能の向上を支援します。

### 〇スポーツ施設の維持・充実の取組

本市のスポーツ施設としては陸上競技場をはじめ、瀬長島野球場、総合公園庭球場、豊崎にじ公園庭球場、水泳プール、与根屋外運動場（野球場）、与根サッカー場があります。また、長嶺小学校及び豊見城小学校の運動場は照明設備が設置され、夜間でも一般開放しています。

こうしたスポーツ施設は、市民の健康増進やレクリエーション、交流の場になるなど、重要な機能を果たしているため、今後も維持・充実に努めていく必要があります。

### 〇各種スポーツ振興のニーズの高まり

本市の主催する代表的なスポーツ関連のイベントとしては「新春マラソン大会」「壮年ソフトボール大会」「児童生徒オリンピック大会」があります。

また、NPO法人豊見城市体育協会が、陸上競技大会や各種のスポーツ大会を開催しています。豊見城市スポーツ少年団が開催する少年野球・バレーボール・サッカーなどの大会その他各種団体や地域による運動会なども活発に開催されています。

その他、豊崎美らSUNビーチではビーチバレーやビーチサッカーなど新たなスポーツへのニーズの高まりもみられます。

### 〇スポーツ振興の体制づくり

本市では、スポーツ関連の団体が組織化され、体育指導員やスポーツ指導者などにより、スポーツ振興が進められています。

また、市民の心身の健康維持・増進に向け、学校教育におけるスポーツ振興にとどまらず、生涯スポーツを支援する体制づくりに努めていくことが必要です。

新春マラソン大会



児童生徒オリンピック大会



陸上競技大会



### (1) スポーツ施設の維持・充実

市民のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、各種スポーツ施設の適切な維持・管理に努めるとともに、「指定管理者制度<sup>\*1</sup>」の導入後の市民サービスの向上や利便性の向上について検証を実施し、より市民の利便性の高い施設運営を図ります。

市内の学校における運動施設の一般開放を引き続き実施するとともに、時間の拡大などに向けた検討を行います。また、既存の公園や道路を利用したジョギングやウォーキングコースの整備に努めます。

本市の屋内スポーツ振興の核となる「市民体育館」の建設に向けて取り組んでいきます。

### (2) 多彩なスポーツ事業の実施

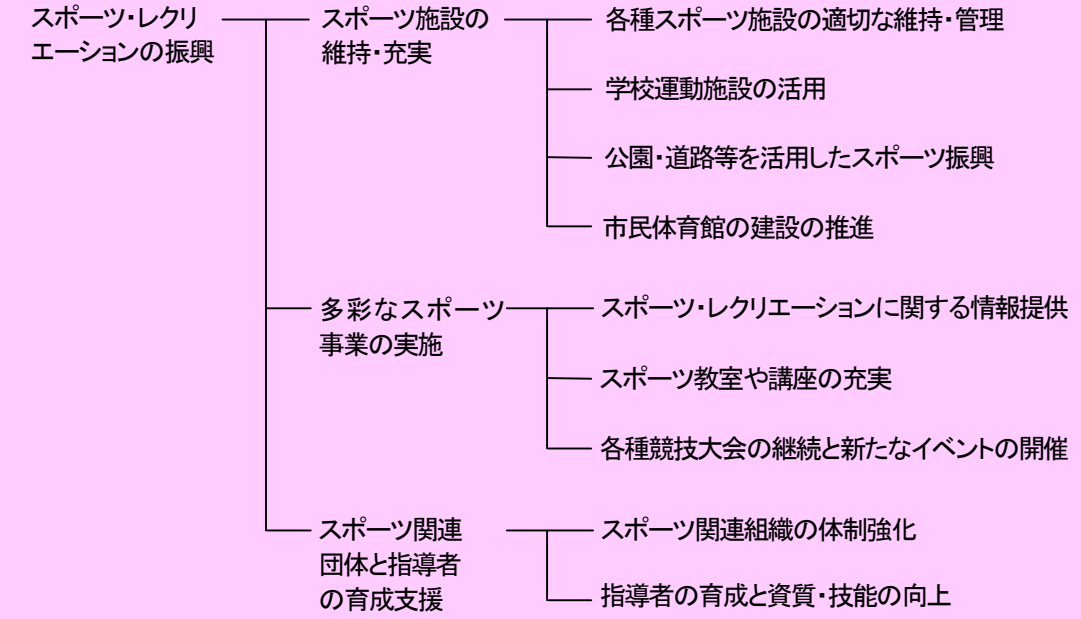
競技人口の増加や競技力の向上のため、スポーツ・レクリエーションに関する情報の収集と提供を行い、スポーツ振興に努めます。

各種のスポーツ教室や講座、スポーツイベントなどに対する市民ニーズを把握し、関係団体と連携して、その充実に努めるとともに、新たなスポーツイベントの開催について検討します。

### (3) スポーツ関連団体と指導者の育成支援

各種競技のさらなる振興を図るため、種目別の協会設立やNPO法人（特定非営利団体）化の検討など、組織体制の強化を支援します。また、学校におけるスポーツ振興や「生涯スポーツ」の充実に努めるため、各種研修会や講習会を開催し、体育指導員やスポーツ指導者の育成と資質・技能の向上を図ります。

#### 施策の体系



| 目標指標           | 実績値  | 2015年目標値 | 2020年目標値 |
|----------------|------|----------|----------|
| スポーツ教室・講習会の開設数 | 3教室  | 5教室      | 7教室      |
| 各種スポーツ大会開催数    | 26大会 | 28大会     | 30大会     |

【用語解説】

<sup>\*1</sup> 指定管理者制度：行政に代わって指定された民間事業者等が公共施設の管理を行う制度

地域コミュニティの強化により市民相互の「助け合い」「支え合い」の活動を活発化させることで、「共助」による新たな福祉システムの構築を目指します。そのため、「コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）<sup>※1</sup>」の配置を通じて、市民・行政・地域組織・事業者などとの間の連携強化に努め、在宅福祉など多様化する福祉ニーズに対応していきます。

### ○「共助」による地域福祉の推進の必要性

高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化などがみられるなか、「共助」の考え方を基本とした地域福祉の必要性が高まっています。

本市においては、行政や民間事業者による各種の福祉施設が設置されています。また、「介護保険法」の改正に伴い、平成18（2006）年4月には、介護予防、保健・福祉・医療の向上、権利擁護、虐待防止等の課題に対する地域の総合的マネジメントを担う施設として、市内2箇所に「在宅介護支援センター」が設置され、それらを統括する施設として「地域包括支援センター」が設置されています。そこでは、市内高齢者の訪問等による実態把握を行うとともに、地域や行政との緊密な連携により介護を必要とする高齢者や、そのおそれのある高齢者とその家族への対応を行っています。

### ○地域福祉の体制づくり

福祉行政は、国や県の支援を受けつつ、市が主体となって事業を進めていますが、地域レベルの取組の重要性から、各種の福祉関連組織や保健・医療・教育などの関連機関と連携して進めています。社会福祉法により設置されている豊見城市社会福祉協議会では各種の福祉サービスの提供のほか、相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、様々な地域の福祉増進策に取り組んでいます。

また、民生委員・児童委員は、地域に密着して、担当地域の調査と生活実態把握や社会福祉事業施設との連携支援や市民からの相談業務に取り組むとともに、地域の子どもの生活や妊産婦の健康状態の把握や、福祉行政の中で行政と市民をつなぐ重要な役割を担っています。また、このほか在宅福祉サービス、子育て支援、ミニデイサービス、世代間ふれあい地域交流会など幅広い地域福祉に関わる活動に係る支援も行っています。

さらに、豊見城市老人クラブ連合会、母子寡婦福祉連合会、豊見城市ボランティア連絡協議会、豊見城市身体障害者福祉協会、豊見城市ボランティアセンターなどが市内の福祉関連団体と活動し、本市の「共助」を支えています。

本市においては、福祉施設は比較的充実していますが、施設間の連携などにより更なる充実を図るとともに、その担い手となる人材の育成や福祉関連組織支援を進めることで、地域福祉の充実を図る必要があります。

#### 【用語解説】

※1 コミュニティ・ソーシャル・ワーカー：高齢者や障害者、子育て中の親などの見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎなど、要援護者の課題解決の支援を行う。地域の福祉力、セイフティネットの体制づくりなど、地域福祉の計画的な推進を図るために関係機関・団体などと連携する



### (1) 地域福祉の推進体制の充実

地域福祉を進める上での基本的な考え方として「ノーマライゼーション<sup>※2</sup>」「ユニバーサルデザイン<sup>※3</sup>」を掲げ、人権擁護施策などと連携して、市民全体の生活の安定と安心の保障に努めます。誰もが住みよい豊見城市を目指し、地域や福祉関連の組織を始め、保健・医療関連の機関を含めて相互が緊密に連携・協力して、総合的な地域福祉の推進体制の確立を目指します。

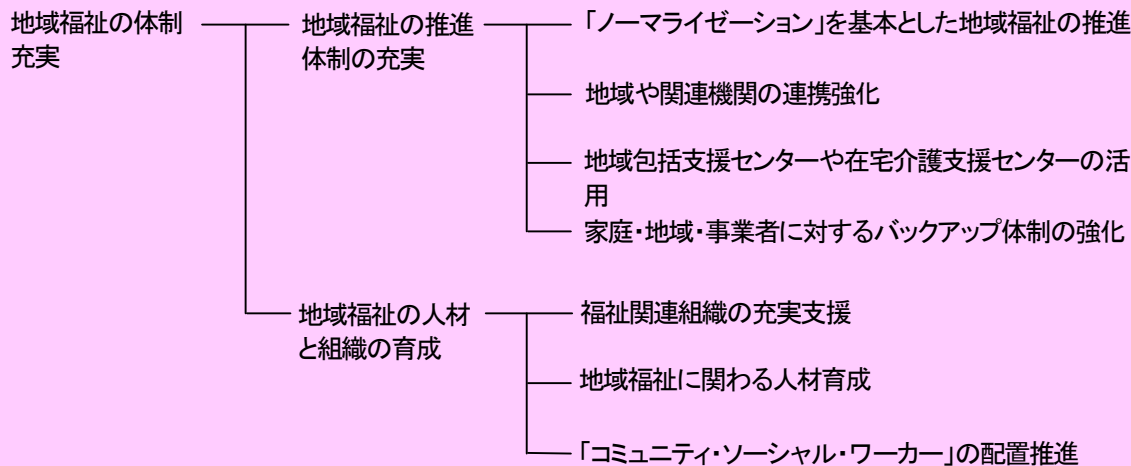
高齢者福祉の核として地域包括支援センターや在宅介護支援センターの機能を充実していくとともに、家庭、地域、事業者の共助の仕組みを行政がバックアップする体制の強化を推進します。また、「共助」による地域福祉を図るため、地域の公民館等など既存施設の利活用を促進します。

### (2) 地域福祉の人材と組織の育成

社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉関連団体など地域福祉を支える団体等の支援とともに、福祉関連の組織で働く人たちが福祉ボランティアなど地域福祉に関わる人材の育成のために情報の提供や相談体制の充実、教育訓練プログラムの提供などに努めます。

また、地域において、支援を必要とする市民に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助を行うために、専門的知識を有する者として「コミュニティ・ソーシャル・ワーカー」の配置を推進することことで、地域での支援に軸足を置いた地域福祉の充実を図ります。

#### 施策の体系



| 目標指標              | 実績値   | 2015年目標値 | 2020年目標値 |
|-------------------|-------|----------|----------|
| 「地域で支える福祉づくり」の満足度 | 14.6% | 20.0%    | 25.0%    |

※満足度は平成21年（2009年）実施の市民アンケートの施策評価で「満足」「やや満足」の回答の割合。

【用語解説】

※2ノーマライゼーション：誰もが特別視されず当たり前の存在として広く受け入れられる社会づくり

※3ユニバーサルデザイン：誰もが安全快適に利用できる空間・モノ・体制づくり

高齢者が地域・自宅で元気に暮らし続けられる環境を整えるため、「在宅福祉サービス」を提供することで一人ひとりの高齢者のニーズに応えるサービスの提供に努めるとともに、地域や高齢者福祉の関連機関が連携して、在宅福祉の体制を充実します。

また、介護予防のための高齢者の健康の維持・増進に関連する事業の実施や、各種の活動機会の提供や就労支援などによる高齢者の「生きがいづくり」に取り組みます。

○高齢社会の到来と在宅福祉の流れ

本市における 65 歳以上の老年人口比率は 12.8%（平成 17（2005）年国勢調査）と、他市町村と比較して低いものの、着実に高齢化が進行しています。また、高齢単身者・高齢夫婦のみ世帯を合わせた比率は 8.4%（同）です。今後、若い世代の流入は見込めるものの高齢者や高齢単身者・高齢夫婦のみ世帯の数、比率ともに増加することが予想されています。

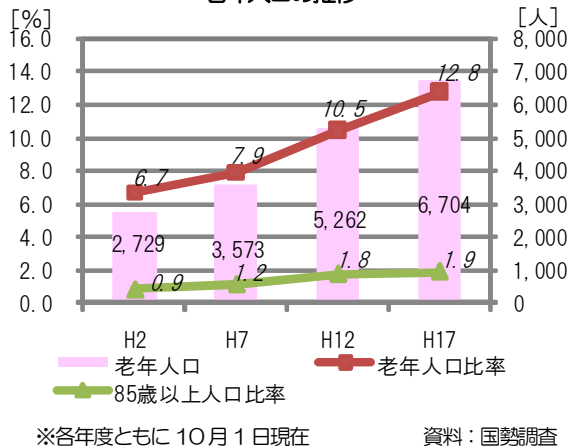
本市では平成 21（2009）年に豊見城市高齢者保健福祉計画を策定し、各種事業を実施しています。

また、平成 12（2000）年4月から介護保険制度が導入され、平成 15（2003）年からは県内 28 市町村で構成する沖縄県介護保険広域連合に参画しています。これまでの行政主導の「措置制度<sup>\*1</sup>」とは異なり、利用者が直接介護サービス事業者と契約してサービスを選択できる「利用者本位の仕組み」となっています。

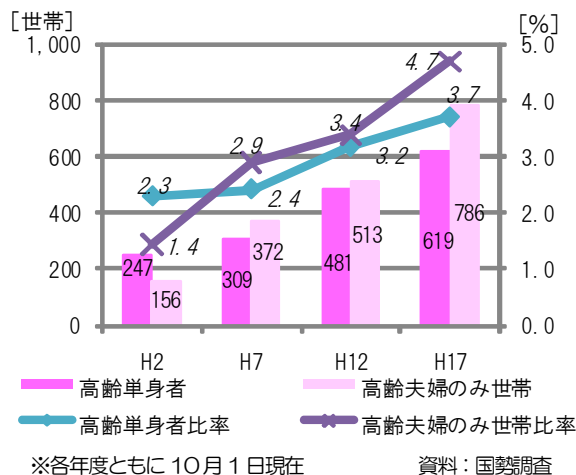
本市では、虚弱高齢者等を対象とした介護予防事業、地域における包括的・継続的なケアマネジメントを提供する包括的支援事業、市が独自で行う任意事業など組み合わせて積極的な介護予防施策を展開しています。

本市の介護認定者数については、人口増加と高齢化の進行により増加の傾向にあり、今後も、国の動きを把握しながら、高齢者福祉のニーズに的確に応え、高齢者福祉の充実を図る必要があります。

老年人口の推移



高齢単身者・高齢夫婦のみ世帯の推移



豊見城市高齢者保健福祉計画に基づく主な事業

|              |
|--------------|
| 在宅介護支援センター事業 |
| 外出支援サービス事業   |
| 介護用品支給事業     |
| 緊急通報システム事業   |
| お元気コールサービス事業 |

【用語解説】

※1 措置制度：市町村が利用できるサービスなどを行政が定める仕組み

## 〇介護予防と生きがいを感じる活動支援

高齢者の健康を維持・増進させることは、安定し生きがいを感じられる充実した暮らしを実現するために不可欠です。また、結果として医療費や福祉関連支出を抑えることで他の福祉施策の充実を図ることができます。

これらの観点から、地域包括支援センターを中心に、介護が必要とならないようにする、あるいはその時期を遅らせる「介護予防」を目的とした健康維持・増進のための事業を実施しています。

また、高齢者の交流の促進や「生きがいづくり」などを目的とした「老人クラブ」が各地域で組織化され、平成 21（2009）年度現在、本市には 21 クラブあります。高齢者の増加とともに、地域コミュニティの希薄化や働く高齢者の増加、価値観の多様化などから、加入率が減少傾向にあります。

また、「生きがいづくり」と「元気な高齢者」の雇用を促進するために豊見城市シルバー人材センターが設置されています。同センターは、平成 16（2004）年に法人化され、平成 21（2009）年 3 月末現在の会員数は 367 人となっており、会員は増加傾向にあります。

これらの介護予防施策や生きがいづくりを通して、高齢者が生きがいを感じられるような交流活動や就労の機会の充実を促進することも求められます。

シルバー人材センター新春餅つき大会



## 介護認定者数の推移

単位：人

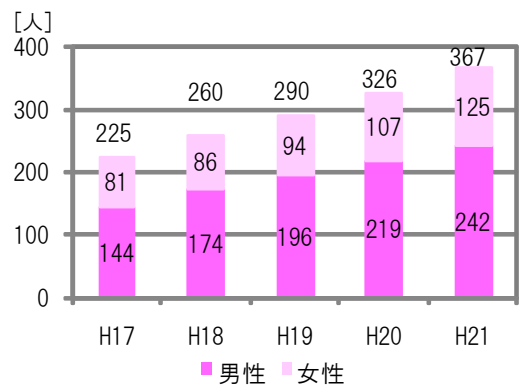
| 年度  | 区分 | 総計    | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|-----|----|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| H18 | 計  | 1,100 | 112  | 95   | 178  | 190  | 199  | 173  | 153  |
|     | 1号 | 1,038 | 109  | 84   | 163  | 176  | 194  | 168  | 144  |
|     | 2号 | 62    | 3    | 11   | 15   | 14   | 5    | 5    | 9    |
| H19 | 計  | 1,161 | 103  | 125  | 168  | 190  | 210  | 177  | 188  |
|     | 1号 | 1,090 | 94   | 113  | 160  | 176  | 199  | 166  | 182  |
|     | 2号 | 71    | 9    | 12   | 8    | 14   | 11   | 11   | 6    |
| H20 | 計  | 1,208 | 116  | 142  | 186  | 199  | 205  | 170  | 190  |
|     | 1号 | 1,140 | 108  | 129  | 174  | 185  | 198  | 164  | 182  |
|     | 2号 | 68    | 8    | 13   | 12   | 14   | 7    | 6    | 8    |
| H21 | 計  | 1,265 | 93   | 170  | 199  | 199  | 213  | 191  | 200  |
|     | 1号 | 1,193 | 87   | 158  | 188  | 182  | 205  | 181  | 192  |
|     | 2号 | 72    | 6    | 12   | 11   | 17   | 8    | 10   | 8    |

※各年度とも3月31日現在

※「1号」は65歳以上の被保険者、「2号」は40歳から65歳未満の被保険者

資料：障がい・長寿課

## 豊見城市シルバー人材センターの会員数推移



※各年度とも3月31日現在

資料：商工観光課

## デイケアセンター



### (1) 在宅福祉サービスの充実

高齢者が地域・自宅で元気に暮らし続けられるような環境形成を目指すとともに、一人ひとりの高齢者のニーズに応えるため、沖縄県介護保険広域連合との連携により介護保険制度を基軸とした在宅福祉サービスの提供に努めます。

また、高齢者福祉に関わる組織や民生委員、保健・医療関連の組織との連携により、在宅福祉の体制を充実とともに、地域コミュニティの活性化と「共助」の考え方の普及など、地域における高齢者福祉の啓発に努めます。

### (2) 健康づくりと生きがいづくり

「介護予防」の考え方が、高齢者や家族の健康と幸福のため、市内事業所などと連携し、健康づくりや維持増進のための事業を実施及び支援していきます。

また、平均寿命の伸びと団塊世代の退職等により「元気な高齢者」の増加が進むと予想されることから、「生きがいづくり」を重要なテーマとして取り組みます。高齢単身者の自宅への「閉じこもり」や「孤立化」などが起きないように、老人クラブなどと連携した交流事業を推進します。さらに、気軽に参加できる公民館単位のミニデイサービスなどの活動充実や、中央図書館や中央公民館などにおける生涯学習、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動などの機会の拡大に努めます。

今後増加する元気な高齢者の人材活用と生きがいづくりのため、豊見城市シルバー人材センターの支援に努めます。

転倒骨折予防教室



流水運動教室



豊見城市高齢者保健福祉計画

理念 **豊かに生き生きと暮らせるまち 豊見城**



計画の検証と反映

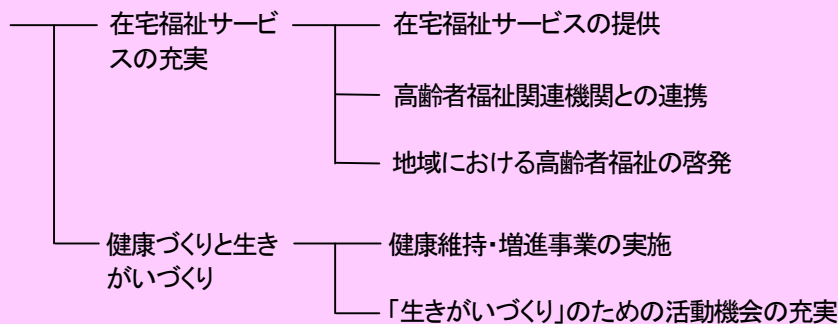


共助でつくる健康文化  
と福祉のまちづくり

施策と体系

施策の体系

高齢者福祉



目標指標

| 目標指標          | 実績値            | 2015年目標値 | 2020年目標値 |
|---------------|----------------|----------|----------|
| 介護予防事業の参加者数   | 1,152人(H21年度)  | 1,300人   | 1,400人   |
| シルバー人材センター入会率 | 3.4%(H21年度末)   | 4.0%     | 4.5%     |
| ミニデイサービス参加者数  | 17,930人(H21年度) | 20,450人  | 22,970人  |

障害者向けの福祉サービスの充実のため、「在宅サービス」を中心とした障害者相談支援事業や地域活動支援センター、就労支援事業、居住サポート事業などのサービスの充実と普及・啓発を図ります。

また、障害者の自立と社会参加を促進する観点から、豊見城市障害者自立支援協議会を設置し、様々な施策を実施します。退院が可能と考えられる精神障害者への地域復帰の促進、市民の支えあいにより、障害者の地域での生活と社会参加の促進を図ります。

### ○障害者の安定した生活と社会参加支援

本市の障害者数は、平成 21（2009）年度現在、身体障害者 1,536 人、知的障害者 272 人、精神障害者（手帳所持者）306 人の、合計 2,114 人で、人口増加とともに増えています。

本市では、平成 20（2008）年度に豊見城市障害者計画及び障害福祉計画を策定し、各種障害者福祉施策を推進しています。

また、地域における障害者支援組織として豊見城市身体障害者福祉協会等があり、各種事業を実施しています。

このように、障害者の基本的な人権を保障し、安定した生活と社会参加を支援していくことは、基本的な課題といえます。

### ○自立支援と在宅サービス中心へ

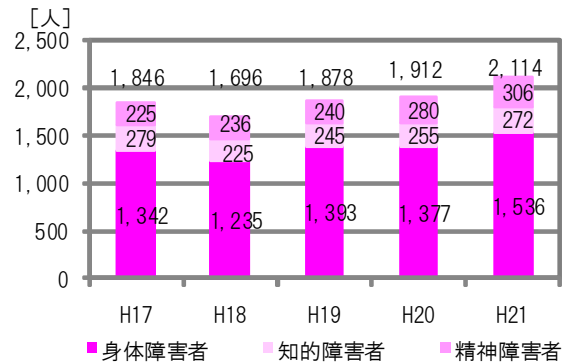
わが国の障害者福祉政策は、かつての「措置制度<sup>※1</sup>」から「サービスの選択と自己決定」、そして「自立支援」と基本的な考え方の転換が行われ、本市もその考え方を基本としています。

施設中心のサービスの提供から、「在宅サービス」中心の地域での生活・活動を重視した施策を推進することが課題となっています。

豊見城市障害者計画及び障害福祉計画



障害者数（手帳所持者）の推移



資料：障がい・長寿課

### 豊見城市障害者計画及び障害福祉計画に基づく主な施策

|                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 障害者手帳の交付         | 障害者相談支援事業（強化）        |
| 補装具の交付・修理        | 住宅入居支援               |
| 日常生活の援助・各種助成     | 成年後見人制度              |
| 介護給付・訓練等給付       | コミュニケーション支援事業        |
| 医療費の助成           | その他の事業（郵便等による不在者投票）  |
| 在宅サービス（地域生活支援事業） | 手当て（特別障害者手当・障害児福祉手当） |
| 地域活動支援センター       |                      |

### 豊見城市身体障害者福祉協会の主な事業

|                          |
|--------------------------|
| 身体障害者の実態調査・指導啓発及び手帳交付の促進 |
| 各種相談に関すること               |
| 身体障害者福祉法の普及徹底と活用指導       |
| 各種講演会・講習会・研究会等の開催        |
| 関係機関に関すること               |
| 慰問激励に関すること               |
| その他目的達成に必要な事業            |

【用語解説】

※1 措置制度：利用者が利用できる福祉サービスなどを行政が定める仕組み

### (1) 障害者向けの福祉サービスの充実

豊見城市身体障害者福祉協会などの障害者福祉関連組織と連携しつつ、各種障害者福祉施策を推進しています。特に、障害者にとって身近な相談場所として障害者相談支援事業所の充実を図るとともに、地域活動支援センターの活動内容の充実と利用促進を図ります。

また、就労支援事業や居住サポート事業を始めとした地域での生活・活動を重視した障害福祉サービスの充実を図るとともに、市民に対し障害者福祉に関する意識の普及・啓発を図ります。

### (2) 障害者の自立と社会参加の支援

障害者の自立と社会参加の支援に向けては、豊見城市障害者自立支援協議会を中心に、課題解決のための諸施策や社会資源の開発支援などを検討します。

退院が可能と考えられる精神障害者の地域への復帰を促進していくとともに、関係機関と連携して障害者が地域で暮らし続けていけるような、市民の支えあいによる地域づくりを支援します。

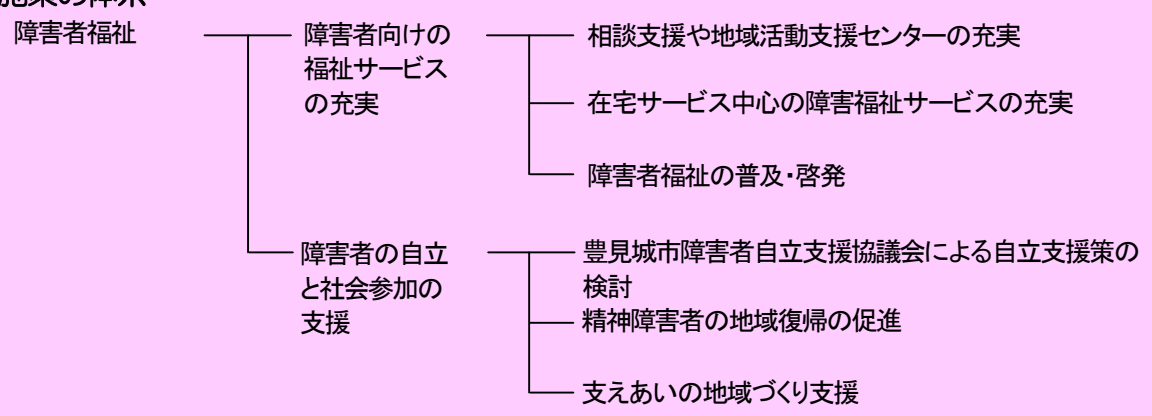
障害者スポーツ大会



障害者福祉展



### 施策の体系



| 目標指標                  | 実績値            | 2015年目標値 | 2020年目標値 |
|-----------------------|----------------|----------|----------|
| 障害福祉在宅サービスの受給者数       | 212人 (H21年度末)  | 255人     | 290人     |
| 相談支援事業所等への相談者数 (延べ人数) | 9,700人 (H21年度) | 11,600人  | 13,300人  |

市民に最低限の生活保障と社会的な自立を支援するため、必要な相談や適正な保護事業の運用、被保護者の自立支援などを実施します。自立支援に向けては、各種福祉サービスの提供に努めるとともに、那覇公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携した就労支援に努めます。

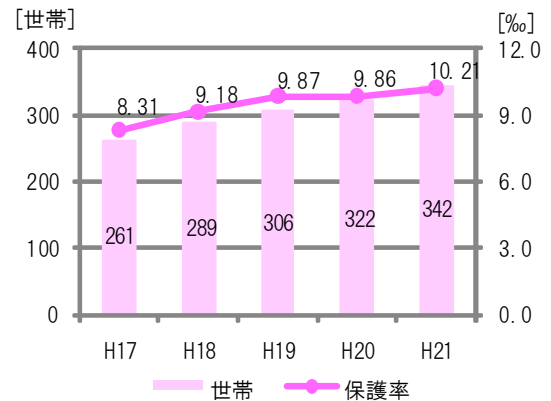
### ○セイフティネットの確保と就労支援

憲法第25条に定める「生存権」を実現するための制度の一つとして「生活保護法」があります。年金制度などの他の社会福祉・社会保障によっては、困窮状態から脱することができない市民に対し、金銭及び現物給付を行うことにより、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障することを目的としています。

本市における平成21（2009）年度平均の生活保護受給世帯は342世帯、被保護者数632人、保護率は人口1,000人当たり10.21人と、近年増加傾向にあります。

被保護者の自立のための支援にも取り組んでいます。

生活保護世帯の推移



※各年度ともに年度平均  
※%は人口1,000人当たりの割合

資料：社会福祉課



### (1) 生活保護と自立支援

市民に最低限の生活保障と社会的な自立を支援するため、規則の定める低所得者向けの生活保護事業を継続し、必要な相談と適切な保護施策を実施するとともに、的確な審査、被保護世帯の実態把握による制度の適正運用に努めることを通して、セイフティネットの確保に努めます。

また、社会的・経済的な自立支援のため、各種福祉サービスの提供に努めるとともに、那覇公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携し、就業相談や職業訓練の機会を提供するなど、就労支援の充実に努めます。

#### 施策の体系

生活保護

——— 生活保護と  
自立支援

- 低所得者向けの生活保護事業の継続
- 的確な審査と制度の適正運用
- 就労支援の充実